

改正

平成18年10月 1 日規則第230号の 3

岩国城索道運転取扱細則

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条―第 3 条）
- 第 2 章 係員（第 4 条―第 9 条）
- 第 3 章 運転（第10条―第34条）
- 第 4 章 事故の処理（第35条―第37条）
- 第 5 章 雑則（第38条―第40条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、索道施設に関する技術上の基準を定める省令（昭和62年運輸省令第16号）第 3 条の規定に基づき、岩国城索道（以下「索道」という。）の安全かつ正確な運転を行うために必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第 2 条 索道の運転については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

- 2 この規則の適用に当たり疑義が生じた場合は、直ちに安全統括管理者又は索道技術管理者にその解釈を求めなければならない。ただし、緊急の場合は、最も安全と認められる方法により処置しなければならない。

（勤務配置等）

第 3 条 安全統括管理者は、あらかじめ係員の勤務配置、連絡方法、作業の順序、作業方法等を策定し、関係者に周知させなければならない。

第 2 章 係員

（定義）

第 4 条 この規則において「索道技術管理者」とは、索道による旅客の運送及び索道施設の維持管理に関する一切の業務を掌握し、所属係員を指揮監督する者をいう。

（安全の確保）

第 5 条 係員は、索道の運転に当たっては、その知識及び技能並びに運転関係設備を総合的に活用して、その安全の確保に努めなければならない。

（知識及び技能の保持）

第 6 条 係員は、索道を安全に運転するための必要な知識及び技能を保持しなければならない。

（係員に対する指導及び監督）

第 7 条 安全統括管理者及び索道技術管理者（以下「監督者」という。）は、係員に対し、索道を安全に運転するために必要な教育及び訓練並びに乗客の救助訓練を実施しなければならない。

- 2 監督者は、係員に対し、随時索道運転上必要な指示を与える等、適切な指導及び監督

を行わなければならない。

(心身異常の場合の処置)

第8条 監督者は、係員の心身の状態を見て、その知識及び技能が十分に発揮できないと認められるときは、運転の安全に関する職務に従事させてはならない。

2 係員は、心身の状態によって、その知識及び技能を発揮できない状態にあるときは、その旨を監督者に申し出なければならない。

(職場離脱の禁止等)

第9条 係員は、索道運転中無断で所定の勤務場所を離れてはならない。

2 係員は、所定の勤務場所をやむを得ない理由により離れるときは、監督者の許可を得て、代務者との交代を終えなければならない。

3 係員は、勤務を交代するときは、代務者と運転に関する必要事項を相互に確認しなければならない。

第3章 運転

(相互連絡等)

第10条 係員は、運転室と山ろく駅の相互連絡を保安通信設備等により、緊密に行わなければならない。

(山ろく駅の出発合図)

第11条 係員は、索道を運転しようとするときは、出発合図（電鈴適音2回）を行わなければならない。

2 係員は、出発合図を行った後、発車に支障を生じた場合には、緊急合図（電鈴短音数回）を行わなければならない。

(運転開始)

第12条 係員は、関係箇所と連絡の上、安全を確認し、出発合図（電鈴長音1回）を行った後、索道の運転を開始しなければならない。

(運転禁止)

第13条 係員は、索道施設の一部が故障し運転に危険のあるとき、又は他の係員が所定の配置についていないときは、索道を運転してはならない。

(営業運転前の試運転)

第14条 係員は、毎日運転開始前に、起点から終点までの索道の試運転を行い、機能の安全を確認しなければならない。

2 係員は、索条等に着雪又は着氷があるときは、その状態を確認後、必要に応じて除去し、走行輪が滑らない運転速度で試運転を行うものとする。

(運転速度及び搬器の出発間隔)

第15条 索道の運転速度及び搬器出発間隔は、次のとおりとする。

(1) 主原動機での運転速度は、毎秒3.6メートルとする。

(2) 搬器の出発間隔は、原則として20分とする。ただし、旅客が集中したときは、索道技術管理者の指示を受けて不定期の搬器を発車させることができる。

(3) 予備原動機による運転速度は、毎秒0.5メートルとする。

2 係員は、所定の運転速度を超えて索道を運転してはならない。

(乗車人員)

第16条 搬器の最大乗車人員は、30人（ただし、荷物の場合は、1,800キログラム）とし、これを超えて乗車させてはならない。

2 前項の場合において、12歳未満の小児を乗車させるとき、又は荷物を積むときは、次に掲げる人員又は重量ごとに最大乗車人員を1人として換算し、換算上端数が生じたときは、切り上げて計算するものとする。

（1） 12歳未満の小児は、1.5人

（2） 荷物は、重量60キログラム

3 乗車側係員は、搬器最大乗車人員以下を乗車させるときは、搬器のバランスを考慮して乗車させなければならない。

（危険品運送の制限）

第17条 係員は、索道施設に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和62年運輸省告示第170号。以下「告示」という。）第2条第1項各号に規定する物品を所持する旅客を乗車させてはならない。

2 係員は、告示第2条第2項に規定する物品を人を運送する搬器に混載させてはならない。

3 係員は、告示第2条第3項に規定する爆発性物質を積載した搬器と人の乗り込んだ搬器とを同時に運転させてはならない。

（旅客の安全確認）

第18条 係員は、旅客が乗車又は降車するときには、安全確認を行わなければならない。

（乗降に不安のある旅客が乗車した場合の対応）

第19条 乗車側係員は、乗り場において降車に不安のある旅客が乗車したときは、速やかに降車側係員に連絡しなければならない。

2 降車側係員は、前項の規定による連絡があったときは、降車に不安のある乗客に十分注意して降車させなければならない。

（出発監視）

第20条 係員は、搬器が出発するときには、戸挟みの状況、施錠の状況等を確認しなければならない。

（逆転運転の禁止）

第21条 係員は、索道を逆転運転してはならない。ただし、点検等をやむを得ない場合又は保安設備が作動し搬器を移動する必要がある場合は、索道技術管理者の許可を得た後、線路中の安全を確認して逆転運転をすることができる。

（監視）

第22条 係員は、索道の運行状況、乗客の状態及び環境の変化等に注意し、危険のおそれがあるときは、直ちに運転を停止する等、適切な措置を講じなければならない。

（気象情報の収集）

第23条 索道技術管理者は、事前に気象情報の収集に努め、得た気象情報を速やかに関係者に連絡しなければならない。

（異常気象時等の措置）

第24条 索道技術管理者は、気象状態が次の各号のいずれかに該当し、索道の通常運転に影響があると思われるときは、それぞれの状況に応じて注意運転、警戒運転、運転停止

等を行わなければならない。

- (1) 風雪、強風、大雪、雷等により通常運転が困難と判断された場合
 - (2) 風雪、強風、大雪、雷等の各注意報が発表されている場合
 - (3) その他索道に何らかの影響が生じると判断される場合
- (異常気象時の運転方法)

第25条 異常気象時の運転方法は、次に掲げる運転とする。

- (1) 注意運転 線路全体の状況を確認しながら行う運転
 - (2) 警戒運転 運転速度を毎秒1.8メートル以下に減速するとともに、線路全体の状況を確認しながら行い、いつでも停止できる体制下での運転
- (注意運転等の範囲)

第26条 前条各号の運転方法は、それぞれ次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 注意運転 風速計の表示が毎秒6メートルから8メートルまでの間に該当する場合
 - (2) 警戒運転 風速計の表示が毎秒8メートルから10メートルまでの間に該当する場合及び係員が揺れ等により通常運転及び注意運転では、困難と判断する場合
- (異常気象時における運転停止)

第27条 風速計の表示が毎秒10メートル以上30秒間継続したときは、速やかに索道の運転を停止しなければならない。

- 2 係員は、注意運転中又は警戒運転中であっても、安全運行を継続して行うことが難しいと判断したときは、索道の運転を停止させなければならない。
- (異常気象時における運転停止等の報告)

第28条 係員は、前条の規定により運転を停止したとき、及び第25条各号の運転を行ったときは、速やかに索道技術管理者に報告しなければならない。

- 2 索道技術管理者は、係員より前項の報告があったときは、乗客及びこれから乗車しようとしている旅客に対しては現在の索道の運転状況を説明し、かつ、乗客に対しては係員の指示に従うよう周知しなければならない。
- (異常気象に関連する正常運転への復帰)

第29条 第27条の規定により索道の運転を停止している場合及び第25条の規定による運転を行っている場合において、正常運転に復帰させようとするときは、気象状況が回復し、又は回復に向かっていること、及び索道施設に異常がないことを確認した上で、索道技術管理者の判断により、正常運転に復帰するものとする。

(非常停止)

第30条 係員は、索道の運転及び乗客に危険が及ぶと感じたときは、速やかに非常停止しなければならない。

- 2 係員は、索道を非常停止させたときは必要に応じて、監督者に通報しなければならない。
- 3 係員は、索道を非常停止させたときは、その原因を確かめて排除し、かつ、安全を確認して、運転再開を要請しなければならない。
- 4 係員は、運転再開に当たっては、関係箇所と連絡の上、索道の運転を開始しなければならない。

(減速運転)

第31条 係員は、索道の運転中、旅客の動向等により必要と認めたときは、直ちに減速運転をしなければならない。

2 係員は、減速運転を終了し、通常運転に復帰させる場合は、安全を確認した後に復帰させなければならない。

(運転終了及び停止)

第32条 係員は、関係箇所と連絡の上、所定の時刻に索道の営業運転を終了しなければならない。

2 係員は、旅客が皆無のときは関係箇所と連絡の上、索道の営業運転を停止することができる。

3 係員は、前項の規定により運転を停止した後、運転を再開するに当たっては、関係箇所と連絡の上、索道の運転を開始しなければならない。

(運転状況の記録)

第33条 係員は、次に掲げる項目について索道の運転状況を記録しなければならない。

(1) 運転度数及び運転時間

(2) 輸送人員数

(3) その他運転保安に関する必要な事項

(照明)

第34条 係員は、運転が夜間に及ぶときは、必要に応じて照明設備等を点灯させなければならない。

第4章 事故の処理

(事故発生時の処置)

第35条 係員は、運転事故又はインシデント（以下「事故等」という。）が発生したときは、直ちに運転を停止させ、必要な措置を講じた後、事故等の状況を判断して、監督者に別表の通報体制により通報するとともに、その状況に応じて必要な処置を講じなければならない。

2 関係者は、乗客の安全を最優先に全力で事故等の処理に当たらなければならない。

3 索道技術管理者は、必要に応じて、中国運輸局、岩国警察署等の関係機関に事故等の概要を別表の通報体制により速報しなければならない。

4 索道技術管理者は、必要に応じて、事故等の目撃者から事故等の状況を聞き、かつ、事故等の現場の保存及び現場の状況を写真等で記録しなければならない。

(予備原動機の運転)

第36条 索道技術管理者は、停電、事故、故障等により主原動機による運転が不可能と判断される場合は、係員に対し予備原動機による運転を指示しなければならない。

2 係員は、予備原動機による運転を行う場合は、関係箇所に周知徹底を図り、安全を確認した後に運転しなければならない。

3 予備原動機の運転は、別に定める予備原動機運転取扱要領により行わなければならない。

(乗客の救助)

第37条 索道技術管理者は、索道の運転が停電、事故、故障等により主原動機及び予備原

動機による運転が不能となり、長時間にわたって運転再開ができないと判断される場合
その他の事由により乗客を救助しなければならないと判断したときは、速やかに安全統
括管理者の承認を得て、係員に乗客の救助を指示しなければならない。

2 係員は、索道技術管理者の指示により、別に定める岩国城索道救急脱出作業内規に基
づき、安全かつ迅速に乗客を救助しなければならない。

3 救助作業中は、主原動機及び予備原動機による運転を行ってはならない。

第5章 雑則

(揭示)

第38条 安全統括管理者は、停留場における安全かつ円滑な乗降及び停留場間における安
全な運送を確保するため、旅客が遵守すべき事項、運行時間等を旅客が見やすいように
揭示しなければならない。

(運転時間)

第39条 索道の運転時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、早朝運転は午前
6時30分から午後5時まで、観月運転は午前9時から午後10時までとする。

2 前項の運転時間は、業務の都合により延長又は短縮することができる。

(補則)

第40条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成18年10月1日規則第230号の3)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第35条関係)

連絡通報体制

区分	1	2	3	4	5
担当部署	事故発見者	運転係員	索道技術管理者 安全統括管理者	中国運輸局	岩国警察署 岩国地区消防組合
連絡通報 の流れ	第1区分は第2区分へ、第2区分は第3区分へ通報する。 第3区分は必要に応じ第4区分、第5区分へ連絡する。				